

CARE MANE PORT

京都

ケアマネ・ポート

CONTENTS

- 2 ケアプラン研修
実施状況報告
- 3 ケアマネジャー
現任研修案内
- 4 介護保険Q&A
- 5 保険給付の制限
- 6 医療保険&
介護保険情報
- 7 理事会報告
- 8 編集後記

VOL.

2

september 2001

ケアプラン指導研修 開催結果

本協議会では13年度上半期の研修事業である「ケアプラン指導研修」を、6月22日、7月20日、8月19日に開催、3会場で計182人が受講した。詳細は下記表の通り。

日 時		6月22日（金） 10:00～17:00	7月20日（金・祝） 10:00～17:00	8月19日（日） 10:00～17:00
会 場		京都テルサ	京都テルサ	舞鶴勤労者福祉会館
受講者数		85人	73人	24人
講 師	講 演 I	厚生労働省老健局 振興課課長補佐 野村 知司 氏	京都府高齢化対策課 介護保険室介護保険審査係長 廣瀬 秀樹 氏	舞鶴市 長寿社会推進課長 千賀 義弘 氏
	講 演 II	京都府医師会 理事 上原 春男 氏	乙訓医師会 理事 野々下 靖子 氏	舞鶴医師会理事 荒木 義正 氏
	演 習	土居副会長、青山、 北山、高江、村上 各理事	青山、新田、三浦、 宮坂各理事、 川添チエミ氏	木村晴恵副会長 北山、佐藤理事

6月22日の研修で講演した厚生労働省老健局振興課課長補佐の野村知司氏は、「市町村は自分の仕事まで全部ケアマネジャーに丸投げしてしまっている」と、問題になっているケアマネジャーの業務量の多さの原因の一つを指摘。坂口厚生労働大臣がケアマネジャーの報酬改定の前倒し実施について発言したことを受けて、「ケアマネジャーの報酬は、今までに無かったものを一から作ったもので、現状が予測しきれなかったこともある」とし、「次回改定時には実態を調査して考えるが、ケアマネジャーの報酬は保険外での対応も大きくなるのでは」と、短期入所の振替措置にかかる手数料や住宅改修の意見書作成料のように、介護報酬以外での報酬設定の可能性を示唆した。

また、今後の研修会のあり方を検討するため、出席者に研修についてのアンケートを実

施した。これによると、やはりケアマネジャー同士の横のつながりが現状ではあまり多くないらしく、グループ討議により他のケアマネジャーと情報交換ができ、同じように悩んでいるケアマネジャーが多いこと、どのように努力しているか、医療・保健・福祉の連携の必要性とその方法、などが知ることができたと好評であった。

一方、いろんな立場のケアマネジャーを振り分けたグループ分けについて、レベル毎や在宅、施設毎に分けて欲しいという意見が散見された（逆にそれがよかったという意見も少なからずあったが）。

今後の研修に望むことについては、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業について、介護保険制度以外の関連事項（障害者、生活保護法等）、対応困難事例などが見られた。

平成13年度現任研修(後期分)開催要綱

京都府の委託による平成13年度介護支援専門員現任研修（後期）を下記の通り開催します。京都府介護保険室が講義を担当する前期分は、当初10月に実施する方向で検討されておりましたが、都合により、後期分を先にご案内することになりました（前期分の日程は11月上旬に実施予定）。

各居宅介護支援事業所宛に直接郵便で案内が参りますので、そちらの参加申込書にてお申込み下さい。なお、定員の関係上、1事業所あたり1名の参加に限らせていただきます。

日 時	会 場	定 員
平成13年10月16日（火） 9時～17時	京都テルサ	120名
11月16日（金） //	//	180名
11月20日（火） //	//	180名
10月22日（月） //	府立舞鶴勤労者福祉会館	150名

プログラム

- 9:15～10:15 講義：「主治医意見書の見方と活用方法」
 10:15～12:00 パネルディスカッション：
 「サービス担当者会議の開催方法及び市町村との連携方法」
 12:45～16:45 演習
 サービス担当者会議・モニタリングについて
 グループ討議

< 広 告 >

シンポジウム

『地域リハビリテーションの現状と回復期リハビリテーション病棟の果たす役割』

と き：平成13年10月6日(土) 午後2時～5時

ところ：京都府会館（左京区岡崎）参加費：無料

プログラム：

- 第1部 講 演 『京都におけるリハビリテーションの現状』
 京都第二赤十字病院整形外科部長 岩破 康博
 第2部 講 演 『回復期リハビリテーションの果たす役割と将来の展望』
 医療法人輝生会理事長 石川 誠
 第3部 パネルディスカッション 『在宅と病院との連携について』
 吉良内科医院 吉良 康男
 理学療法士（調整中）
 介護支援専門員 吉良 厚子
 コメンテーター 石川 誠

主 催：医療法人社団 行陵会 大原記念病院

介護保険Q&A

訪問通所サービス及び短期入所サービスの支給限度額の一本化に係るQ&A

〔給付管理業務関係〕

Q1 月の途中で変更認定等が行われた場合は新たな要介護認定期間になる。この場合、サービス利用票別表における「要介護認定期間中の短期入所利用日数の確認」欄はどのように記載するのか。(編注：新しいサービス利用票別表には、前月までの利用日数欄、当月計画日数欄に加え、累積利用日数欄が設けられる)

A1 変更認定後は新たな要介護認定期間となり、要介護認定期間中における短期入所の利用日数の確認も、新たな認定有効期間の開始日から行うこととなる。変更認定のあった月においては、前月までの利用日数をゼロとしてサービス利用票別表を作成して、変更認定後の期間について短期入所利用通算日数の確認を行う。

Q2 短期入所の累積利用日数が認定有効期間の半数を超えないようにという目安ができたが、連続して30日を超え全額自己負担で利用した日数も含めるのか？

A2 連続して30日を超えた利用など全額自己負担で利用の場合は目安の日数に算定しない。また利用票別表の利用日数欄にも記載しない。

〔報酬請求関係〕

Q3 連続して30日を超える利用で短期入所の算定が行えない日については、緊急時施設療養費、特定診療費も算定できないか？

A3 算定できない。

Q4 2つの要介護認定期間をまたがる短期入所で、連続利用日数が30日を超えた場合は報酬算定可能か？

A4 2つの要介護認定期間をまたがる短期入所であっても、30日を超えて算定できない。

Q5 短期入所において、同一サービス事業者から退所して翌日入所した場合、算定日は連続しているが、連続入所とはみなさないと考えてよいのか？

A5 退所の翌日入所した場合は、連続して入所しているものとして扱う。

Q6 短期入所中に転居等により保険者が変わった場合で、その前後にまたがる短期入所の連続利用が30日を超えた場合は報酬算定可能か？

A6 保険者が変わった場合においても、30日を超えて算定できない。

Q7 短期入所を区分支給限度基準額を超えて全額自己負担で利用している月から、翌月まで継続して利用して、結果連続利用が30日を超えた場合も、連続して入所したとみなされるか？

A7 区分限度を超えて全額自己負担で利用の場合でも連続利用とみなし、30日を超えて算定はできない。

Q8 平成14年2月以降、月遅れや修正等により、平成13年12月以前のサービス分の請求や給付管理票を提出する場合、旧様式によって行うのか。

A8 平成13年12月以前のサービス分の請求、給付管理票提出は旧様式でのみ行うことができる。

Q9 短期入所の介護給付費明細書にも入所日と退所日を記載することになったが、その記載方法は施設の明細書と同じか？

A9 退所した場合に短期入所は月の最初の退所日を、施設の場合は月末に一番近い退所日を記載する。

内 容		期	間
給 付 制 限	①支払方法の変更	開始年月日 終了年月日	年 月 日 年 月 日
	③給付額の減額	開始年月日 終了年月日	年 月 日 年 月 日
		開始年月日 終了年月日	年 月 日 年 月 日
居宅介護支援事業者及びその事業所の名称			
届出年月日 年 月 日			
届出年月日 年 月 日			
届出年月日 年 月 日			
介護保険施設等			
種類			
名称			
入所・入院	年 月 日	退所・退院	年 月 日
種類			
名称			
入所・入院	年 月 日	退所・退院	年 月 日

医療保険&介護保険情報

メディアケアレポート第2報

厚生労働省堤老健局長等の発言から一次期介護報酬改定のポイントを読み取る

(1) 次期ケアプランの作成費用等を検討課題に？

厚生労働省老人保健局堤局長は、2002年度予算概算要求の中に、特養ホーム大部屋を個室・ユニット化する必要経費を求めることを明確にした。さらに、他の介護保険施設（老健や療養型）にも個室・ユニット化が望ましいとの私見を示し、個室料については入所に家賃相当分として負担を求めることを念頭においていると明言。

介護報酬改定は2003年度であるが、診療報酬改定と同様に今年9月から各種経営調査や実態調査を行いながら審議を開始するとしている。

次期介護報酬改定での報酬額見直しのポイントとして（1）ケアプランの作成費用、（2）訪問介護3種類のあり方、（3）療養型病床のあり方を上げ、特に療養病床の報酬については来年度に診療報酬改定が先に実施されるため、これとの整合性を図ることを強調。場合によっては、療養型のみ来年度に改定がある可能性を示唆している。

また、介護保険の5年後の見直し時期である2005年には、高齢者医療保険制度との整合性や、現行介護保険対象者年齢区分の引き下げ（20歳まで）と対象疾患（15の特定疾患）の限定解除や障害者医療との関連が大きなポイントになると言及している。

堤局長はサービスの質の評価については、通所サービスにおけるアクティビティの充実と訪問介護、訪問看護の関連と整合性、ケア

マネジメント技術の向上等を課題として上げており、この質の評価も介護報酬改定のポイントとなることは間違いないと思われる。

(2) 厚生労働省主催市町村セミナーでの説明内容から

厚生労働省の説明によると、今秋から社会保障審議会内に介護給付費部会を設置し、市町村や介護事業者がこれまで運営してきたデータをもとに議論を行うことになっている。同時に介護事業者の経営実態調査を行い、ケアマネジャー業務についても給付管理業務等の事務的な負担についても実態調査を行い支援策を検討することになる。さらに、当日のセミナーにおける質疑応答の中で「給付管理業務の事務的作業（コンピュータ入力）については、ケアマネジャーの業務として位置付けてきたが、ケアマネジャーが最終的に責任をもつことを条件にその業務を事務職員が行うことで差し支えない」とするこれまでに比べて現実的な考え方を表明。また、ケアマネジャーが介護保険サービスの行政窓口の代行としての役割を果たしていたり、ケアマネジャー間での情報提供内容や実態に格差が生じていること等にも注目しており、次期介護報酬見直しのポイントにもなるのではないかと？

理事会報告

第8回理事会（平成13年9月21日）

1. 報 告

- (1) 各種委員会の報告
 - ①組織委員会
 - ②評価委員会
 - ③研修委員会
- (2) ケアプラン指導研修事業の状況について
- (3) 平成13年度京都市痴呆性高齢者等権利擁護ネットワーク連絡会議の状況について
- (4) 京都府身体拘束ゼロ推進委員会の状況について
- (5) 平成13年度評価調査者養成研修会参加報告
- (6) 京都府介護サービス評価研究会の状況について
- (7) 大阪介護支援専門員協会研修について
- (8) 京都市社会福祉協議会創立50周年記念高齢者問題シンポジウムについて
- (9) その他
 - ①主治医意見書に関する要望書について
 - ②会員の現況及び会費入金状況について
 - ③会員名簿の作成について
 - ④事務所の移転について
 - ⑤介護支援専門員指導者研修について

2. 協 議

- (1) 倫理綱領について
- (2) 介護支援専門員現任研修及びケアプラン指導研修の受託について
- (3) 京都府地域リハビリテーション協議会委員の推薦について
- (4) 近畿介護支援専門員大会・ケアマネジメント学会について
- (5) ホームページについて
- (6) ケアマネポート（協議会会報）への広告掲載について
- (7) 富山市介護支援事業者協議会からの依頼について
- (8) 「福祉用具・住宅改修研修」の後援及び本会会員名簿提供依頼について

< 広 告 >

「いい歯の日週間」記念行事

日 時	平成13年11月10日(土) 午後2時～4時30分
場 所	(社)京都府歯科医師会口腔保健センター（JR・地下鉄二条駅前）
講 演	「健康な生活を送るために——痴呆症と口腔ケア——」 (社)呆け老人をかかえる家族の会 副代表 山添洋子 ほか
主 催	(社)京都府歯科医師会

編集後記

夏バテにも別れを告げられたので、久々に積み上げられた書類を整理しました。すると、多方面から送られてきた『介護保険最新情報』といった類のものが多数でできました。ところがそれは今では『最新情報』ではなく、中には今ではもう全く違ったものになっているものもありました。

今回も『介護保険最新情報』として『訪問通所サービス及び短期入所サービスの支給限度額の一歩化』についてのQ & Aを掲載させて頂きました。これも、数ヵ月後には、ケアマネジャーの皆様にとっては、周知のこととなるでしょう。

生まれたばかりの介護保険法はドンドン成長していきます。同じように、ケアマネジャーの皆様も成長をされていくと思いますの

で、『京都ケアマネ・ポート』は皆様への情報提供等にて、今後もそのお手伝いをさせて頂いていただければと思っております。

編集委員

吉 良 厚 子

日本医師会作成

「給付管理、介護報酬請求支援ソフト」

限度額一本化対応版を12月に発売

価格：40,000円程度の見込み

既にこのソフトをご利用されている場合は日本医師会から直接案内されます。新規に購入ご希望の場合は、申込書を京都府医師会までFAXでご請求下さい。

お詫びと訂正

創刊号で下記の通り誤りがありました。

訂正してお詫び申し上げます。

P 3 「役員紹介」

(誤) 土井正志 → (正) 土居正志

P 12 「発行人」

(誤) 油谷桂郎 → (正) 油谷桂朗

京都ケアマネ・ポート「2号」

発行人

2001年9月30日 発行

編集人

油 谷 桂 朗

発行元

上 原 春 男

京都府介護支援専門員協議会

(連絡先)

社会福祉法人京都府社会福祉協議会京都府福祉人材・研修センター

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375

府立総合社会福祉会館(ハートピア京都)5F

TEL. 075-252-6298 FAX. 075-252-6312

社団法人京都府医師会

〒604-8585 京都市中京区御前通松原下ル

TEL. 075-312-3671 FAX. 075-315-5290